

水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し に係る今後の予定について

「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」の審議経緯は、平成20年6月に、中央環境審議会から、国が類型指定を行う水域のうち一部の水域類型の指定の見直しについて第1次答申をいただいている。今般、渡良瀬川（2）等2水域（河川類型の見直し）及び深山ダム貯水池等4水域（暫定基準の見直し）及び相模ダム等2水域（河川類型から湖沼類型の見直し）に係る検討をいただいたところ。

・今後の検討事項について

今後、下記事項について検討を進め、審議に必要な資料が揃った水域から順次検討を行う。

- （1）河川類型から湖沼類型への見直し水域
 - ①渡良瀬貯水池（谷中湖）、②荒川貯水池（彩湖）

- （2）暫定基準の見直し水域
 - ①松原ダム貯水池

- （3）河川類型の見直し水域
 - ①北上川(2)、②阿武隈川中流(1)、阿武隈川中流(2)

ただし、渡良瀬貯水池（谷中湖）は、カビ臭発生の原因と考えられる植物プランクトンを死滅させるため、干し上げを実施、また、荒川貯水池は貯水池機場により、荒川の河川水を間欠的に導水して貯水池内の推移を調整するなど、通常の湖沼とは管理が異なっている。

これらの貯水池における水質は、利水目的から考えられる類型指定の基準を当てはめたときには超過する。今後は、このような湖沼等における環境基準の当てはめ及びあり方について慎重に検討した上で、専門委員会に諮るものとする。